

## News Release

保健福祉部地域福祉課長

### 【申請受付中】介護職員初任者研修の受講料等を受講者1人につき 最大5万円補助しています！！

本市では、市内の介護サービス事業所における新たな人材の参入と職員の定着ならびにキャリアアップを促進し、介護人材の安定的な確保と質の高いサービス提供を図ることを目的として、介護業務に従事している介護職員の介護職員初任者研修の受講料等の一部を補助しています。

つきましては、事業の周知について、よろしくお願いたします。

#### 記

#### (1) 対象となる研修

都道府県知事の指定を受けた事業者が実施する「介護職員初任者研修」  
ただし、研修の修了日が申請日から過去1年以内のものに限る

#### (2) 補助対象者

①個人 以下の2つの要件を満たす方

- ・函館市内の介護サービス事業所(\*)で介護職員として勤務していること  
(ただし、介護サービス事業者に直接雇用されていない方(派遣職員等)は除く)
- ・受講料等の全額または一部を自己負担していること

②法人

函館市内の介護サービス事業所(\*)で勤務している介護職員が受講した研修に係る  
受講料等を全額負担した法人

(\*)訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除く

#### (3) 補助対象経費

研修の実施機関に直接支払った受講料、テキスト代、実習代(補講等に係る費用等は含まない)

※受講料等に対して、国、道または他の地方公共団体等から同種の補助金等を受けている場合は、補助の対象としない

※個人の補助対象者で、法人から受講料等に対し助成を受けている場合は、助成された額を除いた額を補助対象経費とする

※法人の補助対象者で、介護職員が負担した受講料等の全額に対して金銭(支給金)を支給した場合についても補助の対象とする

#### (4) 補助金の額

補助対象経費の1/2以内の額(千円未満の端数は切り捨て)

※ただし、受講者1人につき5万円を上限とする



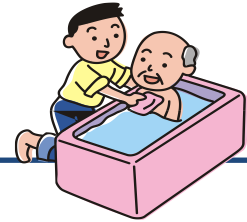
※詳細は別添パンフレットをご参照ください。

【お問い合わせ】函館市保健福祉部地域福祉課 地域福祉担当 21-3289

# 介護職員初任者研修の受講料等の一部を補助します！！

## 【函館市介護職員初任者研修受講支援事業】

函館市では、新たな介護職員の参入促進と、すでに介護職員として働いている方のキャリアアップを支援するため、『介護職員初任者研修』の受講料等の一部を補助します。



### (1) 対象となる研修

都道府県知事の指定を受けた事業者が実施する「介護職員初任者研修」  
ただし、研修の修了日が令和2年4月1日以降かつ申請日から過去1年以内のものに限る

### (2) 補助対象者

①個人 以下の2つの要件を満たす方

- ・函館市内の介護サービス事業所(\*)で介護職員として勤務していること  
(ただし、介護サービス事業者に直接雇用されていない方(派遣職員等)は除く)
- ・受講料等の全額または一部を自己負担していること

②法人

函館市内の介護サービス事業所(\*)で勤務している介護職員が受講した研修に係る受講料等を全額負担した法人

(\*)訪問看護、訪問介護(リハビリ)、居宅療養管理指導、福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除く

### (3) 補助対象経費

研修の実施機関に直接支払った受講料、テキスト代、実習代(補講等に係る費用等は含まない)  
※受講料等に対して、国、道または他の地方公共団体等から同種の補助金等を受けている場合は、補助の対象としない

※個人の補助対象者で、法人から受講料等に対し助成を受けている場合は、助成された額を除いた額を補助対象経費とする

※法人の補助対象者で、介護職員が負担した受講料等の全額に対して金銭(支給金)を支給した場合についても補助の対象とする

### (4) 補助金の額

補助対象経費の1/2以内の額(千円未満の端数は切り捨て)

※ただし、受講者1人につき5万円を上限とする

### (5) 申請方法

裏面参照

※ 詳しい内容につきましては、[下記ホームページをご参照ください](#)

問合せ先：函館市保健福祉部地域福祉課 TEL21-3289

ホームページ：<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017033100025/>

ホームページQRコード：



## 《補助を受けるまでの手順》

- ①介護職員初任者研修を受講する
- ②函館市内の介護サービス事業所に介護職員として勤務する（研修受講時に既に勤務している方も可）
- ③交付申請書と必要書類をそろえて市に提出する（先着順）
  - (1) 交付申請書
    - ・個人申請の場合は、別記第1号様式-1
    - ・法人申請の場合は、別記第1号様式-2
  - (2) 受講した研修の受講料等が分かるもの（研修パンフレット等）
  - (3) 研修の修了証明書の写し
  - (4) 研修の実施機関発行の受講料等の領収書の写し（あて名は、研修受講者または法人のものに限る）  
※研修の実施機関が発行する領収書が必要ですので、研修の実施機関に発行を依頼してください。  
なお、領収書は、介護職員初任者研修の受講料等であることが確認できるものとしてください。  
また、研修の実施機関発行の領収書以外（銀行振込、コンビニ、クレジットカードなどで支払った場合における、振込明細や振込受領書など）は受付いたしません。
  - (5) 雇用証明書（別記第2号様式、1か月以内に発行されたものに限る）
  - (6) （個人申請）法人から受講料等に対し助成を受けている場合は、当該助成を受けたことが分かるもの
  - (7) （法人申請）介護職員が負担した受講料等の全額に対して金銭（支給金）を支給した場合は、支給明細書の写し
- ④市は提出された書類を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、交付（不交付）決定通知書を送付する
- ⑤申請者指定の口座に補助金が振り込まれる

### 《参考》

#### ○補助金の額の例（介護職員初任者研修の受講料等が10万円の場合）

